

## 天津市政府と進出日系企業との意見交換会 議事録

1. 日時：2019年12月17日（火）13:30～17:30
2. 会場：天津市商務局 4階会議室（401）
3. 主催：天津市商務局、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所、天津日本人会
4. 言語：日中逐次通訳
5. 次第：
  - ・挨拶
  - ・日系企業が直面する問題についての意見交換（日系企業、天津市各政府部門）
  - ・総括

### 6. 議事録：

（天津市商務局 張愛国局長）

尊敬する堂ノ上武夫所長、尊敬する企業の責任者の皆様、来場の皆様、こんにちは。在天津日系企業意見交換会をただいまより開始します。

これまで、日本貿易振興機構と天津市は良好な協力関係を保ち、日系企業の皆様に天津市への理解を一層増進させ、企業の皆様の天津市でのビジネスの発展につなげていくために、効果的なビジネスコミュニケーションサポートの場を積極的に構築してきました。とりわけ、2017年5月には、日本貿易振興機構と天津市政府は共同で「天津市人民政府と日本貿易振興機構の投資貿易協力の強化に関する覚書」を締結し、双方の協力をさらに進化させました。覚書の締結から現在に至るまで、双方は、電子商取引、高齢者産業、知的財産権の保護などの分野で、ニーズシーズ連携協調・意見交換・協力を相次いで行ってきました。本日、ここに開催する意見交換会も覚書における一つの重要な内容で、すでに4年続けて開催しています。この意見交換会の主な目的は、在天津日系企業の皆様の意見と提言を聞き、企業の関心事項の問題について回答し、天津市の投資とビジネス環境をさらに改善し、在天津日系企業の絶えざる発展によりよいサービスとサポートを提供することにあります。

今年に入り、堂ノ上所長には我々が開催する外交部・天津グローバルプロモーションおよび中国国際輸入博覧会での天津市政策発表会などのイベントに出席いただき、我々の業務に大きな支援をいただいています。こういったことも日本貿易振興機構が天津市の発展に寄せる高い関心がより反映されていると存じます。本日の意見交換会を通じて関連政策について企業の皆様により良くご理解いただき、企業の皆様の具体的な問題解決をサポートし、双方の相互信頼と協力を深めることができれば幸いです。続いて、本日の来賓の皆様を紹介します。

日本貿易振興機構北京事務所長の堂ノ上武夫様

天津日本人会会長の永田岳彦様、ならびに在天津の一部の日系企業より責任者の皆様にお越しいただいています。

また、日本貿易振興機構が企業の皆様から寄せられた質問を事前に収集し、これに基づき、本日は天津市の関連する委員会・弁公室・局から関連部署の担当者にもお越しいただきました。ここに、本日の意見交換会に出席の来賓の皆様、日系企業の皆様および市の関連部署担当者の皆様に、歓迎と感謝の意を心より表します。本日の意見交換会の主な段取りは次のとおりです。

まず、天津日本人会会長の永田岳彦様より、日系企業を代表して発言いただきます。次に、企業から事前に寄せられた質問について、天津市関連部署よりそれぞれに回答と状況説明をします。それぞれの問題について回答が提示された後、企業の皆様でさらに要望があれば、随時発言ください。全ての質問について意見交換が済み、時間が許せば、企業の皆様からこの場で質問がさらであれば、提示いただければと思います。双方でこの場での意見交換をさらに進めるようにします。最後に、日本貿易振興機構北京事務所長の堂ノ上武夫様よりお話しいただきます。

それでは、さっそく意見交換に入ります。天津日本人会会長の永田岳彦様より、日系企業を

代表して発言いただきます。

(天津日本人会 永田会長)

ありがとうございます。天津日本人会会長の永田と申します。本日は、2019年年末のお忙しい中、天津市の皆様におかれては、恒例となった意見交換会を催していただき、ありがとうございます。深く感謝申し上げます。本日、この意見交換会には日系企業計11社、20余名の代表が参加しています。在天津の日系企業と天津市政府との意見交換会は、2016年にスタートし、今年で4回目になります。この意見交換会を現在に至るまで続けてこられたことに、商務局の張愛国局長をはじめ、担当者の皆様に調整などを取り計らっていただき、改めてこの場を借りて感謝します。

我々と天津市政府との間のさらなる関係強化に鑑み、このような意見交換会を今後とも継続することができればと思います。ここで我々の希望として、天津市におかれましては、来年2020年にもこの意見交換会を予定通り開催いただければ幸甚に存じます。その際はどうぞよろしくお祈りします。

今回の意見交換会では、日本貿易振興機構北京事務所から、日系企業の関心事項を天津市側へ提示いただいております。本日は、具体的な質問について天津市関連部署より回答いただく形式での進行です。この形式は過去の方式に比べ、一層効率的なものとなっています。改めて、天津市に深く感謝申し上げます。

最後に、皆様の一つお知らせがあります。天津日本人学校の移転で、これまでも我々が天津市にお願いしてきたことです。学校の新たな所在地が天津港保税区となり、明日、保税区で、日本大使館の立会いの下、起工式を行うこととなります。当初計画よりも完工が遅れるかもしれませんが、日本人学校の移転先については、天津市から十分な支援とお力添えを頂き、改めて深く御礼申し上げます。

以上、簡単ですが、皆様への感謝を述べさせて頂きました。次の意見交換でもどうぞよろしくお祈り致します。

(天津市商務局 張局長)

永田会長、ありがとうございます。日本人学校の着工おめでとうございます。

続いて、企業から事前に寄せられた質問について、意見交換に入ります。まずは環境保護の問題です。環境監査が突発的に実施され、工場が一時的な休業もしくは営業停止指示を受け顧客の信用を失っているといった事例が見受けられた。地域の大气汚染濃度が一時的に高まった、もしくは高まる可能性がある場合の操業停止等の措置について、任意の工場に突発的に指示することは避け、事業者選定の客観的基準の公表、事前通知の徹底等、公平かつ合理的なルールを構築することを要望するという内容です。生態環境局から回答をお願いします。

(天津市生態環境局)

皆様まず、環境保全に係る査察の意味について説明します。今年、国は特に通達を発表して査察・評価について規定しています。生態環境分野の国レベルの査察には2つの方式があります。

一つ目は、中央生態環境保全査察(中国語「中央生態環境保護督察」)です。中央生態環境保全査察は、党中央・國務院を代表し、省レベル党委員会・政府および國務院関連部門、ならびに一部の大手中央直屬企業の生態環境保全業務に対して査察を実施します。

二つ目は、生態環境部が組織する「青空防衛戦」強化の監督です。天津市においては、天津市の環境保全査察にあたります。以上を除くその他の検査・法執行活動を「査察」とはいいません。

国と天津市が実施する各種の査察活動は、いずれも企業に操業停止を命じる通知を発することはありません。生態環境分野における企業に対する操業停止措置は一種の行政処罰であって、行政処罰の手続きに従わねばならず、企業には陳述・弁明または事情聴取の権利が与えられま

す。一時的な営業停止または操業停止命令を書面または口頭により通知することはありません。質問を分析したところ、重度汚染気象の緊急対策における問題と思われます。

今年11月11日、市政府は「天津市重度汚染気象緊急対策（中国語は「天津市重汚染天気応急预案」）」を印刷・配布すると同時に、これに付随して「緊急排出削減リスト」を策定しています。「リスト」は、産業源と大気浮遊塵源の2大カテゴリーからなり、リストの策定は各工場につきそれぞれの対策を設ける「一廠一策」の要件に従ったもので、リストの管理対象に入れられた企業は、様々な警報レベルに応じて相応の排出削減措置を講じるものとされ、企業に対する「一刀両断型」の対応は避けられています。また、緊急対策の発表も、市政府の許認可を経るものであり、かつまた、事前に発表して、企業に準備の時間を与え、企業の合法的権益を十分に保障するものとなっています。

各レベル生態環境保全部門による企業への立ち入り検査時にも、厳密に「排出削減リスト」の内容に基づき、企業が「排出削減リスト」に定めるとおり相応の排出削減措置を講じ、「天津市重度汚染気象緊急対策」に定める要求事項を達成してさえいれば、企業に対して別途の排出削減を求めることはありません。警報も、各種メディアを通じて適時に発表するものであり、政府部門の微博(Weibo)、微信(WeChat)、ウェブサイト、各種メディアも、事前通知の原則に従っています。この問題への答えはとりあえず以上です。もしさらに質問があれば、引き続き対応可能です。

(天津市商務局 張局長)

この問題について、企業の皆様からさらに何か質問がありますか。

(ジェトロ北京事務所 堂ノ上所長)

少し補足します。企業ではなく日本貿易振興機構から参りました。環境保全に関する規定や手続きについて、詳細な説明ありがとうございます。おそらく各レベルの法執行機関および政府部門の理解は、国または市政府の関連規定および手続きに従って取り扱うものであると思いますが、天津市は非常に大きな都市でもあり、各地区または個別の企業において関連する環境保全政策の執行について、例えば具体的な問題もしくは疑問、あるいは執行の面で具体的な提案や要求がある場合には、市生態環境局から回答をいただき、できる限り企業からの質問と意見を尊重していただければ幸いです。

(天津市生態環境局)

市生態環境局では通報・相談ホットラインを設けています。電話番号は88908890です。日常の生産活動の中で、環境保全に関する問題があれば、88908890まで電話いただければ、関連部署から当局に転送され、関連事項一つひとつに対応、回答します。

(ジェトロ北京事務所 堂ノ上所長)

大変ありがとうございます。私自身も長年政府部門で働いており、政府部門にこのようなホットラインがあれば、行政部門に対する皆様の満足度も必ず向上すると思います。

(天津市商務局 張局長)

次は、車の排気ガスが大気汚染にどの程度の割合で影響しているのか分からないが、業務上は車輛の手配などで大変苦労している。黒煙を排出しながら走るトラックなど、排ガス基準を守っていない車輛に焦点を絞って規制を行うといった対応をとることができないかという質問です。市生態環境局、市交通運輸委員会から回答をお願いします。

(天津市生態環境局)

自動車の排気ガスは、大気中のPM2.5の重要な発生源の一つとして、天津市はここ数年、複数回にわたりPM2.5発生源の検査業務を行ってきました。現在、一般的に自動車排気ガスによ

るPM2.5への寄与率はおおよそ2%~2.5%の間と考えられており、天津市の車両に対する規制は、中型・大型のディーゼルトラックに国Ⅱ、国Ⅲの排出基準を満たすよう要求するものです。とりわけ先ほど李隊長が言及した重度汚染気象の緊急時は、国Ⅴの排出基準を満たすことを要求しています。その他の現行の政策については、交通運輸委員会の担当者から回答します。

(天津市交通運輸委員会)

天津市交通運輸委員会では、「中華人民共和國道路運輸条例」に従って道路運輸環境の規制を実施しています。主に道路運輸企業の営業資格および運輸車両の運輸証明書、ならびに従業員の資格管理が含まれます。緊急時の管理において、特に、外商投資企業を対象として、外商投資に係る行政許可があります。我々は、国の政策に従って運輸およびクリーンエネルギー推進の面で政策支援と資金助成を会社に提供しています。

現在、我々は、国の政策に従い、在天津の道路運輸企業に対する制限策は実施していません。道路運輸業界に対する天津市の政策は基本的に、奨励、支援、引率・誘導であり、現在、我々も国の「汚染防止戦略の勝利」の要求事項に従って、鉄鋼や鉱石など一部の大口貨物の輸送を、道路輸送から鉄道輸送に切り替えるなど、運輸構造調整の推進に積極的に取り組んでいます。日系企業に輸送の需要、大口貨物の鉄道輸送の需要、あるいは道路運輸投資に係る問題があれば、当方まで相談いただくか、または商務局経由で当方に転送していただくようお願いいたします。全力で対応いたします。我々のホットライン 88908890 からも当方にコンタクトを取ることができます。

(天津市商務局 張局長)

次は、天津—日本間の航空便の増便問題です。特に天津—東京間の航空便のさらなる増便です。天津空港から回答をお願いします。

(天津空港)

三つに分けて簡単に説明します。一つ目は、天津発日本行きの旅客航空路線の状況です。今年の天津空港の出入国旅客は、2019年11月時点で前年同期比約20%増の延べ313万人で、うち日本方面は延べ91万4,000人を達成し全体の30%を占めています。努力の末、2019年は、中国国際航空などが東京、大阪、名古屋、札幌などの路線を増便しています。

(天津市商務局 張局長)

そのほか、天津航空では300人が乗れるA330を追加しています。

(天津空港)

現在、全部で中国国際航空、天津航空、奥凱、春秋など航空会社6社が東京、大阪、名古屋、札幌便を増便し、週当たりの日本便は約180便に達しています。二つ目は、天津市政府の支援を要するもので、航空路線の開通には航空権と就航時刻の面で支援を要しますので、天津市政府に協力と調整をお願いし、この航空会社路線の開通に向けて就航時刻の面で支援いただければ幸いです。

(天津市商務局 張局長)

張経理から皆様によりニュースをありがとうございます。

(ジェトロ北京事務所 堂ノ上所長)

感想を述べさせていただきます。先週、北京大興国際空港を訪問して交流してきました。その際、大興空港の責任者が言及していたことですが、實際上、空港の発展と都市全体の発展というものは、非常に密接な関係にあり、しかも空港が一層発展することができれば、都市の競争力の向上にとっても非常に助けとなる。もしくは、(都市を代表するような) 代表的な意義を

有する。この点について、私も深く印象を受けました。天津市においても、天津市の競争力を高めるため、より多くの日本企業との間でコミュニケーションを深めることを期待します。

(天津市商務局 張局長)

大興空港は天津行き的高速鉄道も着工したでしょうか。

(天津市交通運送委員会)

来年の着工です。

(天津市商務局 張局長)

それでは次です。空港・駅の発着エリアでの送迎車両によるピックアップが禁止されたことで、空港・駅に飛行機・列車で到着後、車両を利用して移動する場合の利便性が大きく低下している。以前と同様、発着エリアへのピックアップ車両の駐停車およびピックアップ解禁を要望する。車両増加による混雑は、駐車時間の制限、専用レーンの設置および警察による取り締まり等による手段を検討できないか。

また、朝夕の通勤・帰宅時間帯の交通渋滞が、市民の生活環境や企業の生産活動に影響している。企業努力に加え、政府からもさらなる生産性向上に向けた取り組みとして、オフピーク、時差出勤を一層後押しする方針を示すことはできないかという問題です。市交通管理局から回答をお願いします。

(天津市交通管理局)

まず一つ目の質問に答えます。空港から駅までの問題ですが、天津空港、天津西駅は、動線の設計は基本的に同一で、「上送下接」(上の階は出発用、下の階は到着用)の方式を採用しています。これは全国の各大都市の空港と駅で一般的に採用されている方式でもあります。ターミナルまで送りに来る車両は、インターチェンジを通して出発ターミナルの待合エリアまで迅速に到着し、利便性があります。ターミナルに迎えに来る車両は、ターミナルの設計に従って地下駐車場に入り、駐車してから待合い・出迎えとなります。というのも、出迎えのドライバーと車両の到着時間、飛行機の到着時間は一定せず、待合いが必要となるので、設計上、地下駐車場での駐車が必要となるわけです。提案事項に取り挙げられた見送り用レーンで出迎えが行われるという状況については、交通管理部門で現在、この部分のドライバー管理は時間制限付き駐車方式で、管理方式上、レーン上の駐車制限時間を8分間としています。もし出迎え車両が時間をきちんと計り、8分間以内に出迎えを済ませれば構いませんが、そうはいつでも出迎え車両は駐車場を使用することを勧めます。なお、一部の大型車両、大型バス、および一部の障害者用送迎車両は、8分間の制限を受けません。以上が一つ目の問題です。

二つ目の、ピークシフトの件ですが、確かに、ピークシフトは交通渋滞を緩和する有効な措置です。長年、交通管理部門は、渋滞を緩和する措置を検討し、相次いで通行車両の制限措置を打ち出しています。例えば、朝と夕方のピーク時間帯のトラックの通行制限措置や、平日の通行制限措置もあります。また、教育機関と協力して登校・下校時刻をピーク時間帯からずらす措置を取り、医療機関でも診療時間をピーク時間帯からずらす措置を取っています。一部のショッピングセンターとスーパーでも措置を講じています。基本的に、現在のショッピングセンターとスーパーは、午前10時、11時開店で、朝のピーク時間帯をずらしています。これらのピークシフト措置が一定程度、朝と夕方のピーク時間帯の交通状況を緩和しています。これらピークシフトに係る政策の発表は、生産と生活の各方面に影響しますので、政府部門で具体的な時間を対象に詳細な検証を行い、交通の安全性と円滑性を確保する必要があります。

(天津市商務局 張局長)

これに対し何かありますか。

それでは次です。政府や市政府の法律・条例改正前に日系企業に対し、改正の内容や対処方法

など市政府主催のセミナー、勉強会など必ず、開催することを要望する。市政府などのウェブサイト紹介、担当者(受付窓口)の電話案内では全く不十分。これは市政務サービス公室から回答をお願いします。

(天津市政務サービス公室)

天津市は今年、「天津市ビジネス環境改善条例(中国語は「天津市優化營商環境条例」)」を公表しています。条例について政策解説を行い、市レベルの関連部署でビジネス環境を最適化する一連の改革措置を打ち出し、世界銀行の基準を参考にして、企業の設立を行い、企業の全ライフサイクルにわたる一連の改革措置を打ち出しています。我々は、全ての改革措置を政府部門のウェブサイト上に公表し、政策意見プラットフォームを設けています。企業を対象とする政策は全て、政府部門ウェブサイトで発表されます。また、我々は、市、区の二つのレベルの政務サービスセンター窓口担当者向けの研修を強化し、窓口担当の業務能力を高めています。市委員会および市政府の手配と要求事項に従い、我々は、世界標準、国際的に通用する指標、およびビジネス環境を計測する指標を改革・革新の目標とすることを堅持しています。我々は、市場化、国際化、法制化、利便化された全国的ビジネス環境の構築を加速するとともに、窓口担当者向けの研修を強化し、全市のビジネス環境に係るセミナーを開催し、窓口担当者の業務能力とサービスの質をさらに向上し、総合的なサービス水準を向上させています。

(天津市商務局 張局長)

この問題について何か考えがありますか。

(ジェトロ北京事務所 堂ノ上所長)

来年1月1日から、中国では外商投資法が実施され、ビジネス環境の改善の面でもいくつかの条例が実施されることになると我々も承知しています。これらについては、中央政府や北京市政府なども積極的に、日系企業を含めた一部の外国企業や、日系企業を代表する中国日本商會と連絡を取り、新たな政策や条例について説明会を開催しています。こうした外国企業向けの説明会を積極的にやるのが、各地の地方政府の外資誘致の積極性を表わすものと考えます。ただいまお話しいただいたように、窓口担当者の業務水準を常に向上するほか、今後はぜひ、新法令などの内容についても、日系企業あるいは外商投資企業向けに説明・紹介を行うことを積極的に検討いただければと思います。

(天津市商務局 張局長)

外商投資企業法に関する状況につき、外資企業協会の王会長に発言をお願いします。

(天津市外資企業協会)

今年の全国人民代表大會で、来年1月1日の「外資企業法」施行が確定されて以来、我々は一貫してこれに注目しています。現時点で、我々は様々なレベルで外商投資法に関する国の措置について、理解を進めているところです。通常の慣例に従うと、まもなく法執行に先立って一連の関連政策や解説が出されるはずですので、我々はタイムリーにセミナーを行う予定です。ちょうど明日午後に予定している天津市知的財産権保護条例と外国籍者の天津市への移民に係る政策説明会があります。日系企業にも案内しています。

(天津市商務局 張局長)

次の問題へ進みましょう。一般道路の散水による清掃は、朝晩の通勤時間帯を外して実施してほしい、特に雨の日、渋滞の原因にもなり、改善を望む。市都市管理委員会から回答をお願いします。

(天津市都市管理委員会)

二つに分けて回答します。一つ目は、清掃車両の交通ピーク時の作業に関する問題ですが、天津市をよりきれいな街、管理が行き届いた街にするため、今年10月、天津市都市管理委員会では改正した「天津市都市道路清掃衛生品質標準作業規範（中国語は「天津市城市道路清掃保潔質量標準作業規範」）」を印刷・配布しています。「作業規範」には清掃車の作業時間と作業頻度が明確に規定されており、特別な場合でない限り、朝夕のピーク時における清掃車の作業は禁止されています。つまり、朝は6:30~9:00、午後は16:30~19:00、この時間帯は路上作業が禁止されています。この「作業規範」の要求事項を実現すべく、我々は、全ての清掃車にGPS測位装置を搭載し、かつ作業管理プラットフォームを設置して、各車の状態と走行軌跡をリアルタイムおよび再生でチェックすることができるようにしています。改正版「作業規範」が実施されて以来、我々はプラットフォームのGPSモニタリングを活用して各区の清掃車の規則違反状況について複数回にわたる検査・評価を実施しています。評価状況は各レベルの政府に報告し、都市管理の総合評価において相応の減点を行い、作業車両の規則違反行為をさらに取り締まっています。

二つ目は、雨天時の散水に関する問題です。雨天については、「作業規範」の中で特に規定されており、小雨の場合は、道路状況に応じて雨のついでに路面洗浄車で道路洗浄作業を行います。中降り以上の場合は、清掃車の作業を停止し、雨が止んだ後、道路の水たまり状況に応じて速やかに人員を配置して水掃き作業を行います。例を挙げましょう。雨が降った後、清掃車を目にするのはなぜでしょうか。例えば昨日、天津市は雨と雪が降りましたが、市街地では降雪が、夜間に温度が低下して路面凍結が発生するのを防ぐため、我々は作業員を速やかに手配して水掃きと水回収の作業を実施しました。これで、夜間の温度低下による凍結が安全に及ぼす影響を防ぎました。今朝の状況を見る限り効果は良好で、水が残っていたために路面凍結を起こしてしまったという状況は、ほとんどありませんでした。今後とも我々は指摘いただいた問題点を重要視し、評価の基準と手段をさらに精緻化し、整備し、管理評価の精度を高め、交通秩序に対する清掃車の影響を最低限に抑える所存です。天津市都市管理委員会の業務に対する皆様の関心、監督に感謝します。

（天津市商務局 張局長）

それでは次にいきます。新たな外資企業誘致だけに力を入れるのではなく、現在の既存企業との関係を重要視すると共に魅力のある天津市を観光などで外国人を誘致すべき。例えば、海河の水質を改善し、観光名所の改善を行うなど、もっと多くの日本人に天津市に来てもらい、天津市のことを知ってもらうことで日系企業の誘致のチャンスが期待できると考えていることです。これは市文化・旅游局から回答をお願いします。

（天津市文化・旅游局）

説明します。文化・旅游局は、文化と観光分野を担当しています。まず文化については、対外文化交流の分野に属し、友好都市との連携事業において外事弁公室による指導の下、具体的な作業を進めています。もう一つは観光ですが、我々は5A級観光地のみを取り扱っています。生態に係ると、生態環境部門の関与が必要となります。

最近の業務状況について報告します。まずは文化面です。文化面は、主に通常の「走出去」（中国事業体の海外進出）と「引進來」（外国事業体の誘致）の観点から話します。「走出去」について、我々は、国家文化・旅游局による大きな枠組協定の下、今年はちょうど日本の中国文化センター（東京）と交流協力の枠があり、東京で交流協力活動が多く開催されているところです。例えば今年4月には中国文化センター（東京）で京劇芸術展を開催し、5月には李叔同の生涯に迫る展覧会を開催しました。比較的大規模な今年のイベントとしては、天津市と神戸市が昨年友好交流45周年を迎えたことによる記念事業として、芸術公演団を編成し、11月13日に、中国民族音楽古典作品の演奏会を開催し、両都市の指導部より高い評価を得ています。

今年度の国家文化・旅游局との春節を祝う事業として、来る新年、つまり中国の旧正月期間には、中国と長崎県で春節を祝う芸術公演が催されます。これは今年度の国家文化・旅游局との

協力作業を締め括るイベントでもあります。以上が「走出去」の内容となります。

文化交流の面では、「引進來」もあり、我々は主に天津市の強みである観光資源に根差し、一部の広報活動を行ってきました。まず、メディアと連携して天津市のプロモーションビデオをいくつか作成しました。ご存知のとおり、今年、天津市はグローバルプロモーションを行っています。これは外事弁公室がリードして行っているものですが、我々も多くの機会を利用し、例えば、東京での交流イベントの際に、天津市の強みである観光プロジェクトを日本に紹介する番組も同時並行して放送しました。

また、我々は天津空港および天津航空と提携し、スプレーペイントで空港のメインロゴを共同作成しました。皆様も機会があれば天津航空の機体にスプレーペイントされている「天天楽道、津津有味」（いつでも楽しい、味わいある天津）というキャッチフレーズをご覧になることがあると思います。それから、京津冀一体化の戦略提携枠組みに依拠して、鉄道部門と連携し、スプレーペイントで「誠信列車」（信頼の列車）という車体広告を作成しました。また、複数のチャンネルで天津市のイメージプロモーションを行っています。

「引進來」は、都市のPR活動をベースとするだけでなく、今年は、日本からビジネス訪問団も受け入れています。天津市の民間文化、古文化街、「泥人張」人形といった民俗工芸を紹介したほか、エアバス（天津組立工場）や、濱海新区を参観いただきました。これもまたプロモーション活動の一つといえましょう。

もう一つは観光スポットですが、天津市文化・旅游局の機能を踏まえ、主に観光スポットの運営サービスの質と管理レベルの向上に集中しています。今年もいくつかの取り組みを行っています。例えば、我々は文化・旅游部から下達されたいくつかの指針となる文書を踏まえ、天津市文化・旅游局の観光サービス品質向上計画の実施に関する実施プランを制定し、市管轄区の各文化観光管理部門に下達し、仕組みを整えています。

それから、サービスの質と水準の向上です。観光サービスの質の向上について、我々はA級観光地の建設に傾注しています。現在、天津市のA級観光地は94カ所で、5A級観光地は2カ所しかありません。我々には取り組むべき業務がまだまだあります。そこで、我々は3つの方面から着手しています。

一つ目は、全市のA級観光地の電子決済の導入です。

二つ目は、全市のA級観光地の評価です。

三つ目は、5A級観光地の設立と整備を契機として、A級観光地の建設をさらに強化することです。これは、主に、楊柳青古鎮、五大道、黄崖関長城、濱海新区などの観光地にみられる問題を見直して整理・是正し、管理の質、ならびに観光地の品質および整備水準のさらなる向上を促すものです。

（天津市商務局 張局長）

次の問題です。商業運営や発展に対し行政の現場担当者の意識が低いとの意見です。例えば、企業は消費者ニーズの変化に応じて新しいビジネス展開をしたいが、行政の現場担当者が個人の判断基準と固有観念で審査し、新しい業務がなかなか実施できない。他の商業が発展している都市に比べ自由度が低い。上海市南京路の「星巴克上海烘焙工坊（スターバックス リザーブ ロースタリー シャンハイ）」の例は、行政の仕組み上絶対にできないと言われているが、行政の縦割りを越えて各行政がどうしたらできるかを商業と一緒に考え相談できる環境があったから実現した。天津市には商業界の発展に総合的な視点を持って判断し、企業の新しいビジネスを支援してほしい。市政務服務弁公室から回答をお願いします。

（天津市政務服務弁公室）

天津市は去年、「一制三化」の許認可制度改革を推進しました。すなわち、承諾制、スマート化、標準化、利便化で、一連の改革の革新的措置を推進しました。例えば承諾制ですが、我々は、60日以内に申請者が申請書類を補完し、かつそれが法定の形式を満たしている場合、許可証に関する認可文書を早めに受領することができると承諾（約束）しています。我々は、全て



の行政政務サービス事項について、いずれも申請条件、法的根拠、申告の要件、承諾（約束）した処理期間に従っており、どの事項についても標準を制定しています。こうした改革の中で、我々は、シナリオに応じたテーマ型の業務許認可を実行しています。すなわち、企業が「一つの手続きをする」ことを標準として、プロセスを統一的に設計し、許認可手続きを共同実行しています。一つの窓口で、申請書類を一括提出し、例えば小規模な飲食店、コンビニ、旅館、SPA・美容院、小規模な映画館などに関しては、「一つの手続きをする」ことを標準として各部門の共同処理を実行し、申請書類を一括提出します。

現在すでに、企業設立手続きは、非常に利便性があるものとなっています。例えば外資系コンビニエンスストアが天津市に来た時は、当政務センターを訪れ、2時間で全ての許可証、印鑑の手続きを済ませました。機構コード、税務登記などの手続きも含まれます。現在我々は手続きの簡素化を進めており、実務上非常に便利になっています。次の段階として、我々は外資企業協会と連絡を強化し、天津市の日系企業の皆様によりよいサービスを提供していきます。貴重な意見と提案をさらに頂戴し、我々の改革と発展を促進することができれば幸いです。

（天津市商務局 張局長）

一点補足します。ただいま外資系コンビニエンスストアの話がありましたが、實際上、天津市において同社は販売だけでなく、簡単な加工もできることになっています。天津市では以前ならば許可されませんでした。現在では可能となっています。

次の問題ですが、天津日本人会からの指摘で、毎年、意見交換会で企業から寄せられる同一の問題について調査研究を強化し、スケジュールを策定して順に解決してほしいとの要望です。この件について私が回答します。

協力覚書が締結されて以来、我々は毎年、日本貿易振興機構と共に日系企業意見交換会を開催し、今年で4回目になり、企業の関心事項について関連部署との連絡協議を図ってきました。その中には企業が直面している個別問題、あるいは我々の政策執行やサービス上の不備によるものもあり、我々は関連部署と共に積極的に施策を講じ、支援・協力して解決を図っています。もちろん、中には政府の管理上の要求により、解決が得られていない問題もありますが、政策および要求事項に対する企業の理解が曖昧であり、理解が不足しているかもしれません。つまり、企業向けの我々の政策説明にまだ足りないところがあるということです。我々として今後も必ず積極的に改善し、企業向けに様々な方向から政策のプレゼンテーションと相談サービスを展開し、企業の理解と支援を賜りたいと思います。また、政策の策定に際して、企業の意見をしっかりと聴取したいと思います。ここ2年ほど、天津市政府は、積極的に「双万双服」キャンペーン（市・区・街鎮レベルの行政組織要職者総勢約1万名を動員して対象企業数1万社規模の企業サービスを展開するとともに、企業と発展の双方に寄与する取り組み）を展開しています。目的は、政府と企業をつなぐプラットフォームを通じて企業の問題解決をサポートし、企業のよりよい発展を促すことにあります。天津日本人会においては、我々のさらなる業務向上、ビジネス環境の改善、企業に対するよりよいサービスの提供に向けて、引き続きご助力、支援をお願い致します。

これからの問題は、皆様直接質問に対し、どのような問題どうすれば解決できるかのみ回答いただきたいです。長い時間かかり九つの問題しか進めてないですから。

それでは次の問題です。税務局が発票の管理のため発行枚数を制限することは理解できるが、一度に受け取ることができる枚数を増やしてほしい。発票は追加で受け取ることが可能だが、必要な資料をそろえて都度税務局に出向く必要がある。また、追加発行された分は当月中に発行しなければならない等の煩雑さを省き簡素化してほしい。市税務局から回答をお願いします。

（天津市税務局）

まず、考え方から説明します。税務機関が発票を販売しているわけではありません。税務機関へ行って発票を受け取っていただきます。これは、納税者の実際の営業上の必要に応じ、必要なだけ受け取っていただきます。もし個別の月によって使用量が変わるなら、実際の必要に

応じて税務機関に赴き、発票の追加受取を申請してください。この手続きはとても簡単です。我々のホットライン 12366 まで電話ください。相談をお待ちしています。発票の申請・受取手続きは非常に複雑で、普通発票と専用発票があり、かつ4つの等級に分かれる企業の信用ランクに応じて異なります。簡単にいうと、実際の使用量に応じて税務機関に赴き、申請してください。

(天津市商務局 張局長)

この問題は大丈夫ですか。

それでは次の増値税問題へ進みます。航空輸入貨物取扱費用に対する増値税税率について以下の通り理解している。

北京では、国際輸送が自社扱いか他社扱いにかかわらず、国際輸送運賃0%、通関6%、配送9%。

天津では、国際輸送自社扱いの場合は国際輸送運賃、通関、配送、全て0%。国際輸送他社扱いの場合は、国際輸送運賃0%、通関+配送6%。

これは非常に分かりにくく、また北京・天津を一体運用する際の妨げにもなるので、統一してほしい。市税務局から回答をお願いします。

(天津市税務局)

まず、これは責任をもって申し上げることですが、増値税の税率は、全国統一で、天津市と北京市で税率が異なるという状況は絶対にありません。次に、この問題を踏まえると、増値税は行為税ですので、具体的にどのような税率で納付するかというのは、その行為が一体何なのかによって決まります。例えば、日本から天津市へ、国際輸送をするとしましょう。もし御社が代理通関サービスを提供しているだけなら、税率は6%になります。先ほどは国際輸送が0%ということでしたが、もし国内の輸送であれば9%になります。企業の方にお訊きしたいのですが、どの企業から出された質問か分かりませんので、どのような状況によってある税率は6%、ある税率は0%になったのか、説明いただけますか。

(日系企業A)

説明します。先ほど話のあった、行為税であるとのことですが、国際貨物輸送代理サービスの考え方を踏まえると、弊社の北京では、このサービスの輸送が当社で請け負ったものであるか否かに関わらず、国際部分が0%、国内到着が6%、国内輸送9%という3段階に分かれます。天津では、国際輸送を当社で請負っている場合、国際輸送から中国工場に至るまでのサービス全体について受けられる免税は国際輸送の延長に該当する部分となります。

(天津市税務局)

具体的な契約内容が分からず、判断できないので、私の電話番号をお知らせし、直接やり取りしましょう。もし、締結した契約上、例えば日本から中国国内の某地まで全体が一括請負の契約になっているなら、この契約全体として税率0%となります。なぜなら、引き受けた役務が、全体としての国際輸送役務になるからです。もし東京から天津市までの輸送で、天津の保税港区までしか請負っていない契約であれば、国際輸送は0%、代理通関が6%、それから先の国内輸送が9%になります。御社の役務契約が一体どのようなものなのかを明確にしたほうがよいです。天津市で三つの税率が存在するというような状況はありえません。電話番号をお知らせするので、直接相談くださって結構です。24465642です。劉と申します。

(天津日本人会 永田会長)

税務はやや複雑という点については、多くの日系企業の現地の総経理は、日本から来た駐在員が多く、税務に関してよく知りません。中国税務自体が専門的で、仕組みが複雑ですから、なかなか理解できない、よく分からない部分もあるかと思います。今のこの問題と先ほどの発

票の問題は、どちらも税務に関わる問題です。先ほど、税務局の担当者が直接相談できるよう電話番号をお知らせになりましたが、このような問題を抱えている企業がまだ多くいると思いますので、今後、税務機関主催のセミナーや勉強会を開催していただき、税務に係る問題を一層広く企業経営者に理解してもらうようにすることは可能でしょうか。

(天津市税務局)

率直に申し上げますと、先日この部屋で、在席の多くの日本の総経理あるいは財務担当者の方々と踏み込んだ意見交換をさせていただきました。中国の増値税において、今年の最重要事項が増値税改革の深化であることから、最も重要な政策について、ここで外資企業を対象に研修を実施しました。商務局との共同開催でした。今後もそういったニーズがあれば商務局と連携して、特定の企業租税政策についてニーズに応じた個別研修を実施することは可能です。

(天津日本人会 永田会長)

我々日本人会も日系企業の意見を集め、必要があればお願いしたいと思います。その際はどうぞよろしくお願い致します。

(天津市商務局 張局長)

次は不定時労働時間についてです。天津市では不定時労働制が認められない傾向が強い。特に和平区です。不定時労働制が認められるための基準、必要な証明資料について説明してほしい。これは市人力資源・社会保障局から回答をお願いします。

(天津市人力資源・社会保障局)

特殊労働時間の行政許可の問題について答えます。特殊労働時間には、総合計算制と、不定時の労働時間制の二つがあります。現在、天津市における特殊労働時間制の行政許可の根拠は、天津市人力資源・社会保障局が印刷・配布した「天津市特殊労働時間制行政許可管理弁法」であり、その中には、不定時労働時間制の申請条件、要件、申請の基準、期間などが含まれており、いずれも当該文書に比較的明瞭に記載されています。

特殊労働時間制の行政許可は、現在、雇用主の所在する区の行政審査・許認可部門が管轄しており、そういったニーズがある場合は、行政審査・許認可部門に申請を行うことができます。本日は、日系企業から提起された不定時労働時間制の質問に答えるため、天津市人力資源・社会保障局は、和平区行政審批(審査・許認可)局の担当者に説明してもらうよう手配しました。企業の質問もはっきりとしないところがありますので、説明してもらった後、もし当該企業で具体的な問題がありましたら、会場で話していただくか、あるいは後ほど我々まで具体的に相談いただいで構いません。それでは、和平区行政審批局の余処長に説明していただきます。

(天津市人力資源・社会保障局和平区行政審批局)

不定時労働時間制申請の流れについて話します。まず、手続きをする方が審批局を訪れ、我々は訪れた方に対し、手続きに関する一括説明と関連書類の様式を渡します。次に、訪れた方と共に申請に係る職位、書類のアップロードおよび許認可の流れを確定します。ここまでで何か具体的な質問はありますか。

(天津市人力資源・社会保障局)

我々も、どの企業から提示された、どの部分の問題であるのか分かりませんが。

(天津市商務局 張局長)

今、手続き資料は全てそろっていますね。

(天津市人力資源・社会保障局)

「一制三化」（承諾制、スマート化、標準化、利便化）は全て一般公開されています。

（天津市商務局 張局長）

和平区の担当者の方、電話番号を残していただけますか。どの会社か分からないので、何か問題があったら直接連絡するのがよいと思います。

（天津市市人力資源・社会保障局和平区行政審批局）

27256122 です。余と申します。

（天津市商務局 張局長）

次は、工場内設置中間倉庫規定で、甲乙類危険物の保管は需要量の一昼夜分と規定されるが、使用量が購入最小単位より少ない場合、実態にあわない過剰な管理基準となる。化学品の危険性に鑑み、「指定数量」を定義し、それ以下の取り扱い、貯蔵に関して規制緩和処置の導入を要望する。市应急管理局から回答をお願いします。

（天津市应急管理局）

この問題は私が3点にまとめて説明します。

第一に、建設設計規範です。建設設計規範に明確な規定があり、工場建屋内に、もし甲乙類の倉庫を設置する場合、その保管量は、一昼夜の必要量を超えてはなりません。これは詳細な規定があります。建設設計規範の後ろにある解説部分に本条に関する解説があります。甲乙類倉庫については、規模と製品の違いによって、一昼夜の必要値が異なり、本条で具体的に規定しています。もちろん、実際の適用過程では、必要量が少ない場合もあります。例えば、腕時計工場で洗浄に用いるガソリンは、週当たりの使用量が20kgほどしかありませんが、このような場合、適宜、1~2 昼夜の使用量に緩和することができます。もし必要量が大量の場合は、厳密に一昼夜の使用量に抑えなければなりません。

第二に、危険化学物質の種類が多い場合、企業の規模によって、使用する危険化学物質の種類と数量も異なってきますので、指定数量を定めることは困難です。

第三に、使用量は、最小包装単位を下回るものとします。購入単位ではありません。最小包装単位の物品を保管しておくことができます。

最後に、市应急管理局の通報・相談電話をお知らせします。12350 です。

（天津市商務局 張局長）

このような甲乙類の危険品は、必ず最小の包装単位が定められています。商品によって、最小の単位は5kg、10kg というように決まってきます。ただし、等級や包装の材質に応じて、最小の包装単位は異なってきます。必要に応じて説明がありましたが、もし一昼夜の量に満たないなら、最小の包装単位を使えばよいわけです。ただし、一昼夜の数量を変えようとすると、これは強制規定ですので、誰も変えることはできません。この問題は大丈夫ですね。次の問題です。

工作許可通知所得には最短で15 営業日、通常約2 週間の期間を要している。工作許可証取得後、居留許可までは通常2 週間の期間を要している。外国人は居留許可を取得するまで銀行口座を開設できず、駐在者は駐在開始時に不便な生活を強いられている。工作許可および居留許可の発行手続きをワンストップ化するなど迅速化を要望する。これは市科学技術局、市出入国管理局から回答をお願いします。

（天津市科学技術局）

私は、市科学技術局外国專家工作処の者です。まず、「ワンストップ型」行政サービスの問題について回答します。現在、天津市は濱海新区および自由貿易区には三証聯弁（三つの証書を1カ所で取り扱うこと）のホールが設けられており、外国人就労許可証、外国人居留許可証、

外国人永久居留証の推薦、以上三つの業務を一つの窓口で行う「ワンストップ型」行政サービスが実現されています。この窓口の所在地は天津市濱海新区公安局出入境管理処のサービスホールで、濱海新区の迎賓大道と集華道の交差点、光耀東方広場にあります。窓口の電話、就労許可の相談電話は66977465、公安（警察）部門の相談電話は66977482です。三証聯弁の窓口ですので、この一つの窓口で二つの業務を取り扱いますが、一つは就労許可の相談電話で、もう一つは居留許可関連の相談電話です。

この窓口での受理の範囲ですが、濱海新区全域の範囲で、開放区、保税區、ハイテク区といったいくつかの機能区や、三つの自由貿易区の三つの区域、さらには濱海新区の企業が含まれます。濱海新区以外はまだ含まれていません。この窓口は、二つの部門のスタッフがただ一緒に執務するだけではなく、改めてプロセスを整理し、二つの許可の申請に必要な書類は、もし重複するのであれば内部で共有・審査します。そうすると、許認可の所要期間が2証書で5営業日にまで短縮され、就労許可証から居留許可証に至るまで、この二つの証書は5営業日以内に許認可が完了し、1回で二つの証書を受け取ることができます。理解いただきたいのは、オンラインでの許認可情報の入力上、事前予約が必要になります。詳しくは窓口の電話まで相談ください。

その他のエリアの就労許可手続きの所要期間は、2017年4月1日に全国で正式に就労許可制度が実施された際、すでにプロセスの最適化を行っています。その際、我々が約束したのは、オンラインでの事前審査を5営業日とし、残りの作業はカウンターにお越しいただき次第処理するというものでした。市政府の「一制三化」の要求の下、我々はさらに時間を短縮しています。短縮の余地はすでに狭まっており、我々が約束したのはオンライン事前審査を4営業日とし、残りの作業はカウンターにお越しいただき次第処理するというものです。つまり、ウェブサイト上で先に申請書類を提出し、スキャンされた書類をオンラインで確認し、問題がなければカウンターで書類を提出すると、カウンターではスムーズに手続きが進むというわけです。これは天津市全域で可能です。

もちろん、外国人が中国で就労する場合には、関連する就労申請のプロセスもあります。通常、外国人は、国外にいる（中国にいない）場合、許可通知を申請した上、許可通知を持って中国大使館または領事館で就労ビザの手続きを行い、就労ビザで中国に入国した後、さらに就労許可証を申請するなど、いくつかのステップを踏む必要があります。我々は、通知および就労許可証の申請に際して、カウンターでのスムーズな処理を保証します。全プロセス、航空券を購入して中国に入国するのにかかる期間、そういった期間も含めると少し長くなります。15営業日、企業の話のとおりであれば3週間になるかと思いますが、具体的な状況が分かりません。もし単に就労許可の期日を指しているのであれば、審査期日に達していない場合は、我々の部門まで連絡いただいて構いません。確認します。基本的な状況はこのような流れになります。中間のプロセスがやや長いので、少し時間が長くなる可能性はあります。

最後のステップとして、さらに居留許可の申請が必要になります。これについては出入境管理の責任者の方にご回答願います。

（天津市出入境管理局）

天津市出入境管理局で外国人の許可手続きにかかる期間は1週間です。通常は、月曜に出せば、翌週の月曜には受け取れます。事前の記録カードの登録もあります。当管理局では5営業日です。我々も以前から期間短縮しています。

補足します。ビジネス環境の最適化のため、企業の外国籍スタッフについては、もし緊急出国の必要がある場合、緊急に処理することはできます。中国国内でビジネス活動を行うという話であれば、我々が（パスポートの代わりに）発行する商務受理証明（中国語は「商務回執」）で飛行機、鉄道、ホテルを利用することができます。

また、公安部発の12カ条の提言政策のうち2カ条が国家应急管理局により実施されています。第一に、もし国内ですでに科学技術局で就労許可通知書の取得手続きが済んでおり、出国が間に合わず、中国国内で雇用されている場合、公安管理部門で許可手続きを行うことができ

ます。つまり、先ほど言及した、出国して就労ビザと就労許可証の手続きを行うというこの二つのプロセスが必要無くなります。外国人は、まず、就労許可通知書の手続きしなければなりません。通常の場合、この一枚の紙を持ってまず中国在外公館でビザの手続きを行い、さらに中国に入学したら出入境管理局で居留許可をパスポートに貼る手続きをします。すでに通知書の取得手続きが済んでいて、天津市の企業に雇用されている場合、例えば仮に日系企業が日本人留学生を採用し、すでに通知書の取得手続きが済み、雇用している場合には、出入境管理局で居留許可の手続きを行い、それから科学技術局へ戻って就労許可証の手続きをすることができます。出国する必要はありません。時間的にも経済的にも非常に便利になりました。

これには一つ条件があります。雇用される人が出国して手続きをするのが間に合わない場合です。出国が間に合わない、緊急の事情がある場合、在外公館でのビザ取得をスキップして、出入境管理局の居留許可を持って就労許可証の手続きを行うことができます。これは間に合わない場合のみなので、全てがこれに該当するわけではありません。

それから、在天津の外国人で連続2年間以上居留し、法律違反の記録がない場合、最大5年の居留許可を一括申請することができます。これにはやや長い時間を要します。というのも、こちらで法律違反記録の照合が必要になり、これに10営業日、つまり2週間を要しますので、通常の手続きの倍の時間がかかります。連続2年間で満1年居住している場合です。

(天津市商務局 張局長)

2年間で中国滞在期間が満1年というのは、例えば最近出国して、久しぶりに戻ってきたとしても、中国滞在期間は累計1年を満了することです。

(天津市出入境管理局)

我々のホットラインは電話番号 24458825 です。気軽に出入境管理局まで相談ください。最高の利便性と効率をもって鋭意対応します。また後ほど引き続き話しができますので声をかけて下さい。

(天津市商務局 張局長)

この件についてはどうでしょうか。実は、先ほど、受理証明があれば飛行機もホテルも問題なく利用できるという話を耳にしまして、まさにオフショア口座開設の問題が頭に浮かびました。本日は、日系銀行にも2行お越し頂いているので、ご勘案ください。日本で仕事をしていて、こちらで駐在になる場合に、直面する口座問題の解決方法についてです。

本日は皆様の質問が沢山あり、ディスカッションも盛り上りましたので、予定の時間を過ぎてしまいました。市政府でもう一つ会議があり、私自ら報告を行わなければならないため、先に退席させていただきます。堂ノ上所長ならびに永田会長、ありがとうございます。在席の日本の皆様にも感謝申し上げます。また、本日出席の委員会・弁公室・局の担当者の皆様にも感謝申し上げます。本日は私にとっても勉強になり、得るところが非常に多くありました。全ての内容を聴きたいところですが、時間の関係もあり、ここからは曾副局長に司会を引き継ぎます。皆様、ありがとうございます。

(天津市商務局 曾副局長)

それでは続けます。次は地下鉄の問題です。天津市は同規模の他都市と比べ地下鉄の開発が遅れている。このことが市内や主要幹線道路の渋滞の遠因でもあると考えられる。また、企業が通勤バスを出さなければならない地域が多い。建設中の4号線、7号線、10号線、Z2号線などの早期完成(一部開通を含む)、計画線の早期着工を要望する。

天津市住宅・都市農村建設委員会から回答をお願いします。

(天津市住宅・都市農村建設委員会)

まず、天津市の近年の軌道交通の建設について紹介します。2005年から2015年まで、国家

発展改革委員会は、相前後して2期にわたる軌道交通建設計画を承認しました。この計画は、全11路線で513kmにわたるものです。今年までに、天津地下鉄は、合計6路線が運営に入り、運営距離は220kmです。現在、地下鉄は、残る8路線、合計165kmの工事を積極的に進めています。ここで皆様に申し上げますが、地下鉄建設が緩慢である問題について、市政府も非常に重視しています。来年、天津市は地下鉄8路線の同時建設を進めます。これは全国的にも唯一無二の取り組みです。

それから、4号線、10号線、7号線がいつ完成するかという問題について、報告します。4号線の南区間は、2021年6月の試験運営を予定しています。地下鉄10号線は、2021年年末試験運営を予定しています。地下鉄7号線は、今年下半期に着工したばかりで、工事期間は4年半を見込み、2023年の試験運営を予定しています。つまり、あと2、3年で、これらの路線が完成した暁には、天津市の交通渋滞が大きく緩和され、市民、企業にとって、利便性のある交通手段がよりよく提供されることとなります。

今日は、軌道集団建設部の張海光部長を呼びました。補足をお願いします。

(軌道集団建設部)

先ほどの話は、天津市の地下鉄建設の現在の計画を全面的に紹介し、将来建設を計画している線路も含まれるので、補足ありません。

(天津市商務局 曾副局長)

次の問題へ進みます。

社印を社外に持ち出し税務局等で押印しなければならない行政手続きが少なくない(例えば、天津濱海高新技術産業開発区税務局からそう要求された)。社印の効力が高く、目的外の押印のリスクが生じることから、社印を持ち出さなくても済むよう、社印押印が必要な手続きの見直しを要望する。提出書類原本を社内で作成し、税務署等へ提出するなどの方法への変更を検討してほしい。市税務局、市政務服務弁公室から回答をお願いします。

(天津市税務局)

税務について私から答えます。まず、(会社の)公印は、その他の印鑑に比べ、最も高い効力を有するもので、企業法人およびその権利の象徴を代表するものであることは当方も承知しています。したがって、税務部門では、納税者が税務部門で各種の税務に関する手続きを行う際に、提出する申請書等の書類に、必ず会社の公印を押捺することを要求しています。

公印を会社から持ち出すわけにいかない、リスクがあるという点について、二つの解決策を提示します。

一つ目の解決策ですが、国家税務総局の要求事項に基づき、各省市では各自の電子税務局を設置しています。納税者は、電子税務局を通じて、いくつかの税務上の手続きを行うことができます。例えば、現在、天津市の電子税務局では、オンラインで133項目の税務事項を処理することができます。特に一部の大企業にとって、とりわけ、デジタル証書(CA証書)を受領している企業にとっては、電子税務局で税務手続きを行うようになってから、書面で書類提出をせずに済むようになりました。つまり、数多くの書面による書類提出が簡略化され、申請書類をアップロードすれば、税務上の手続きができるようになり、印鑑と書面を税務機関まで持参する必要がなくなっています。これが一つ目の方法です。

二つ目の方法ですが、天津市税務局の公式ウェブサイトログインし、携帯電話でも検索できますが、公式ウェブサイトの中ほどの位置に、税務手続きの案内(中国語は「弁税指南」)があります。この税務手続きの案内には、あらゆる納税者の申告事項が網羅されています。つまり、納税者の申告事項は案内に全て書いてあります。これは主に、二つの内容からなります。一つ目は、全ての申告事項の簡単な紹介です。提出が必要な申告書類や、手続きの流れ、手続きの所要期間も、全てここで説明しています。それから、全ての申告書類は、ダウンロードすることができます。申告書類をあらかじめダウンロードし、印刷して関連情報を記入の上、公

印を押してから、税務機関に赴いて手続きができます。今申し上げたのは、税務局の取り扱いで、それからオンラインでの申告書類のダウンロードもあります。これらの取り扱いについて、もし手続きの途中でよく分からないことがあれば、電話 12366 まで相談いただくことが可能です。つまり、全ての申告事項に係る申告書類は、あらかじめダウンロードすることができます。記入してから公印を押し、そのまま税務局まで持っていけばいいわけです。

(ジェトロ北京事務所)

窓口で受け取り提出しなければならない特別な資料はありますか。

(天津市税務局)

税務機関で受け取る一部の資料、例えば処罰関連とかはあります。

(天津市政務服務弁公室)

私が理解している限り、税務申告と処罰とは別ものです。税務申告の場合は普通必要ないです。

(天津市税務局)

普通の申告事項の場合、基本的に必要ありません。

(天津市政務服務弁公室)

税務申告は、現在は全てオンラインで行うので、税務局でも窓口で1回出掛ける必要があるリストを出しています。リストに入っていない事項については、出向く必要はありません。企業の税務申告担当者によっては、自分が手続きを進める上でやりやすいように、会社の公印を持っておきたいという人もいるかもしれません。

(天津市商務局 曾副局長)

次の問題は危険化学品経営許可証の問題です。危険化学品経営許可証の取得および更新に当たっては、「危険化学品経営単位主要責任人および安全管理人員培訓」に基づき、5日間の講習受講と試験合格(80点以上)が必要条件となり、主要責任人は法定代表者(董事長)となっている。天津市に進出している日系企業の多くの法定代表人は日本人で、中国語のみの講習に苦慮している。上海市のように講習は日本語で実施されるよう検討願う。試験は日本語および英語で対応可能だが、翻訳が誤っている箇所があり、改善してほしい。市应急管理局から回答をお願いします。

(天津市应急管理局)

まず、この危険化学物質を取り扱う事業体の主要責任者は、事前に研修とテストを受けて、証書を取得しなければなりません。これは国が定めているもので、強制的な条件です。それから、これは二つの部分に分けられます。一つは、研修です。研修は、国家安全生産監督管理局の第3号令、第44号令の規定に従い、企業は自社で研修を実施することが可能です。研修の条件が整っていない場合には、条件を満たす仲介機関に研修を委託することができます。これは、研修を民間の力に頼る形で、研修の民営化(中国語は「社会化」)です。

この研修を、もし仲介機関に依頼する場合、自社のニーズを仲介機関に提起することができます。例えば、日本語教材を使用し、どのような形式でやるのか、自社の状況に応じたニーズを提示した上で、研修提供者に研修を実施してもらい、その後で我々政府部門が試験と証書発行を担当します。この部分は、現在採用しているのは、全国統一の試験ですので、設問のデータベース内容も全国統一のもので、試験も、統一された設問データベースからの出題で実施されます。外国籍スタッフについては、我々で国家应急管理局と調整しながら、試験問題を該当国の言語に翻訳するなどの措置を講じましたが、翻訳の過程で専門的な用語が多い場合もあ



るため、多少のズレが生じるかもしれません。今後とも努力を重ね、皆様が読んで分かるようにしたいと思います。

しかし、長期にわたりこちらで管理職を務める方については、中国語を強化することを提案したいと思います。安全標識や、多くの安全管理に係るものは中国語と英語が入り混じっています。短期駐在の場合とはともかく、長期駐在の場合には（中国語を）強化してください。

さらに申し上げますと、「中華人民共和国国家通用语言文字法」というものがあり、対応する規定が設けられています。研修において、中国の標準語および規範漢字は通用の言語を用いることになっています。勉強に力を入れていただきたいと思います。

（日系企業B）

質問です。私のテスト結果は82点でした。おそらく合格だと思います。今私の手元にあるこの本が教材です。5日間の研修クラスも聴講しました。正直に申し上げますと、内容が難しいです。中国語が難しいだけでなく、専門性も高いです。危険化学物質について専門的な知識がないと、理解・吸収が難しいかもしれません。研修を担当する先生の話すスピードも、非常に速いです。私もこまめに頑張って中国語を勉強してきたにもかかわらず、この研修は聞き取れないと思います。私が今回のテストに合格できたのは、大学時代の専攻が中国語で、しかも中国で20年以上勤務しているからです。言い換えますと、もし普通の日本人駐在員だったら、天津市でこのテストに合格するのは本当に困難だと思います。日本人が天津市で危険化学物質の経営許可証を取得するのは難易度が非常に高いと思います。しかし、上海市ですと、比較的容易に取得することができます。手元にあるこの本は上海市の日本語版教材です。中国語の教材の中身が日本語に翻訳されています。しかも、5日間の研修も全て日本語でレクチャーし、この試験の答案用紙も日本語で書かれています。天津市でもより多くの企業を誘致しようとしており、危険化学物質に係る市場需求もますます高まりますので、許可証取得のための研修および試験について、天津市もぜひ上海市と同じような取り組みで、相応の改善を図っていただくことを提案します。この日本語版教材をお渡しします。

（天津市应急管理局）

もう一度申し上げます。先ほど申し上げたように、研修と試験は別です。この教材は研修実施機関である上海市の生産協会が作ったものです。その組織が独自に翻訳しているものです。私がまず申し上げたように、仲介機関に委託する際に、そのようなニーズを提示し、相談すればよいです。研修は企業が自ら委託を検討するもので、政府が研修先を（政府の立場で）指定することは認められていません。

（日系企業B）

研修機関は指定しているところではないと聞きましたが、先ほどの話では、研修機関は自ら選択できるとのことでした。どのようなところが研修サービスを提供するかが分からないので、研修機関を紹介いただくか、研修機関のリストをいただけますか。

（天津市应急管理局）

政府としては特定の研修機関の紹介はできませんし、研修機関のリストもありません。2013年から研修機関の行政許可制度がなくなり、現在研修機関の情報を把握していません。なお、濱海新区には何社かの研修機関があり、外資企業と提携して研修を行っていると聞きました。濱海新区のそのような研修機関に連絡し、相談してみてもいいでしょうか。

（天津市商務局 曾副局長）

次は天津空港に関する問題です。天津濱海国際空港国際ターミナル（T1）の到着バゲージクレームエリアは現在、ターンテーブル2基で運営されている。2014年のターミナル2供用開始後、2015年7月の改修により出発エリアの拡充はボーディング・ブリッジ増設によりなされた

ものの、到着エリアの改善は図られておらず、到着便が輻輳する場合の混在が激しく、国際航空旅客が増加する中、旅客利便性が低下している。具体的な期限を明記し、早急な到着エリアの拡充（特にバゲージクレームエリアのターンテーブル増強）を要望する。また、北京大興国際空港が今年開港した中で、今後の天津空港における国際線ターミナルの中長期の展望についても共有いただける範囲で教えてほしい。

（天津空港）

天津空港改造工程指揮部の者です。説明します。二つあります。一つ目は、T1 改修プロジェクトに関して、これはすでに中国民用航空局の認可を得て、改修後は、チェックインカウンターが4島に増えます。バゲージクレームエリアは約1,000㎡広くなり、ターンテーブルが4基になります。関連する全ての通路も増設します。全体の改修工事は、2021年に完了し、運用開始する予定です。ちょうど認可が降りたばかりで、来年工事をスタートさせます。予定では来年第1四半期に入札手続きに入り、その後、工事が始まります。

（日系企業C）

チェックインカウンターの工事は同時並行で行うのでしょうか。

（天津空港）

同時並行して進めます。以上がT1の改修です。二つ目の、全体の中長期計画は、次のとおりです。天津空港のT3ターミナルは、国際線と国内線の混合ターミナルとして計画されていました。現時点でT3ターミナルは、すでに工事の手続きが始まっており、現在我々はT3ターミナル建設の準備作業を進めているところです。目下のT1改修完了以降は過渡的なものにすぎません。T3は最終的に国際ターミナルとなります。

（日系企業C）

現在、具体的にになっているのでしょうか。

（天津空港）

現時点ではF/Sの段階です。

（天津市商務局 曾副局長）

何か質問はありますか。

（日系企業B）

現在、天津空港の国際便の出国手続きは、指紋認証があるのでしょうか。出国審査の指紋認証です。

（天津空港）

出国審査の流れは、あまり詳しく存じ上げませんが、あるはずで、入国は必ずあります。北京にはありますね。その流れに沿っています。

（日系企業C）

先ほどおっしゃったチェックインカウンターと到着ロビーの1,000㎡拡張の件ですが、具体的にはどの位置でしょうか。

（天津空港）

チェックインカウンターは、国内線のチェックイン手続きを行う出発ロビーを使います。手荷物の受け取りは到着ロビー、1階です。

現在のT1ターミナル、当初の国内線用を丸ごと、国際線に拡張します。

(日系企業C)

1,000㎡の拡張を行う手荷物到着はどこでしょうか。

(天津空港)

1,000㎡というのはバゲッジクレームエリアのみです。従来の国内線のバゲッジクレームエリアを国際線用に拡張します。

(天津市商務局 曾副局長)

これに対し、何か意見ありますか。

質問がないようですので、今日の意見交流を終了します。最後に、日本貿易振興機構北京事務所の堂ノ上武夫所長からお話いただければ幸いです。

(ジェトロ北京事務所 堂ノ上所長)

まず、本日の印象が一番深かった点を申し上げます。今回の会議は当初予定の時間よりも早めに開始しましたが、終了は予定時間を過ぎ、特に後半は、双方の意見交換が非常に盛り上がりました。本日の会議の成果は、これまでのどの意見交換会よりも大きいと感じました。3点、感想を申し上げます。

第一に、本日は、天津市の行政機関および政府部門のたくさんの方々々に具体的で明確な回答をいただきました。例えば、空港の拡張、あるいは全体の軌道交通の計画、危険化学物質の管理についても適用の柔軟性の話などが挙がり、非常に具体的、実務的だったと思います。

第二に、途中、張局長から話があったように、日系企業からの質問や提案に対し、すぐには回答できない、あるいは、その場では解決できない問題もあるかもしれませんが、天津市として今後、引き続き調査し、これらの問題の改善を図っていく姿勢が示されました。例えば、先ほど話があった散水車の作業に関する問題、あるいは、危険化学品経営許可証取得のための試験の問題等、今後、天津市に継続的に投資し、天津市に来てもらうように、より良い形で日本企業を誘致する上で、本日ここで検討された具体的な問題点の改善やサービスの向上は、今後の天津市の、一層魅力ある投資環境づくりに向けて、積極的な効果をもたらすでしょう。

第三に、非常に有意義に感じたことですが、本日、それぞれの政府関連部門にお越しいただき、深く感謝いたします。別の観点から申し上げますと、企業が日常の経営において向き合う必要がある政府行政部門は多岐にわたります。中国だけの話ではなく、おそらく世界的にもそうだと思います。これまで、天津市商務局からは常々、我々の各方面における協力調整や連絡協議をサポートいただきました。本日は、天津市の政務服務センターや外商投資企業協会の会長から、今後の関連する政策法規の説明会や、行政サービスの「ワンストップ型」の窓口などについて説明いただきました。今後、企業のビジネス環境の改善に向けて、ますます多くの利便化された措置が打ち出されると思います。本日、私たちは、今後、企業が各方面から支援、助力を得られるものと感じられました。この点も、非常に嬉しく思います。

最後に1つ申し上げたいことですが、本日で意見交換会も4回目となりました。日本貿易振興機構は、その他の省市においてもこのような取り組みと作業を進めています。天津市は、このような取り組みの先進的な地域として、来年以降も、このような場での交流の機会を継続的に保ち、発展させることで、他の地域の先例となるような意見交換会にしていきたいと思えます。改めて、本日は皆様、ありがとうございました。

(天津市商務局 曾副局長)

堂ノ上所長、ありがとうございます。時間の関係で、今回の意見交換会はここまでとなります。本日の話し合いは良かったと思います。皆様、誠意をもって言いたいことが言えたかと思えます。皆様の目的は同じです。つまり、より良く協力関係が促進されることを願っているわ

けです。ここで、日本貿易振興機構と天津日本人会による長期にわたる積極的な取り組み、日中友好協力の促進、天津市と日本の貿易投資の推進に感謝申し上げます。また、在席の企業の皆様におかれては、天津市の発展のために、変わらぬ積極的なご支援を賜りましたことに、感謝申し上げます。

近年、天津市と日本は経済貿易上の往来が頻繁になり、交流協力も密になっています。日本は、天津市にとって重要な経済貿易上の協力および投資のパートナーとなっています。今年11月、張国清市長が一行を率いて日本を訪問し、東京で「天津市・日本企業協力懇談会」を開催しました。日本の現地の有名企業と意見交換したことは、日本企業との協力関係を深めることへの関心、ならびに双方の協力関係のさらなるステップアップへの期待と、発展に向けて共に取り組むという決意の現れでもあります。天津市の各レベルの政府および関連部署は、企業の意見、提案に真摯に耳を傾け、常にサービス方式の革新に努め、サービスのプロセスを最適化し、サービスの効率を高め、天津市における企業の発展をよりよく支援していきます。また、我々は、日本の中国駐在機関および企業との連絡を継続的に強化し、企業交流活動をサポートし、日系企業の天津市での発展を後押ししていきます。そのほか、在席の企業の皆様は外商投資企業協会の会員が少なくないと存じます。企業の皆様においては、積極的に協会の取り組みに参加、支援いただければ幸いです。我々も引き続き協会の橋渡し、つながりとしての役割を継続的に発揮させ、しっかりと会員企業の皆様に寄与していきます。我々天津市政府の各部署は、さらなる措置を講じ、優れたビジネス環境をさらに構築します。天津市の日系企業の皆様の益々の発展を心より願っています。より多くの日系企業が天津市に進出し、発展することを願っています。

最後に、間もなく新年2020年になろうとしております。早めではありますが、皆様、どうぞ良い新年をお迎えください。新たな一年に、皆様の事業の発展、健康、ご家族の幸福、そして万事が順調でありますことをお祈り申し上げます。堂ノ上所長ならびに永田会長、ありがとうございました。在席の企業の皆様、そして政府部門担当者各位、ありがとうございました。本日の意見交換会はこれで終了します。